

くらしネット

kochi

2019年度
第2号

お金に関してお困りの方を対象とした **予約不要** 弁護士や司法書士による無料相談会を開催します

借金の返済に関する無料相談会を、高知市、南国市、四万十市で開催します。借入れ時の契約書や明細など、債務の状況がわかる書類をご持参のうえ、終了時間の30分前までに会場にお越しください。（ただし、受付時間内でも、人数が多い場合は、受付を制限する場合がありますので、ご了承ください。）

また、すべての会場で「こころの健康相談会」も同時に開催します。返済生活を送る中で、心身に不調を抱えていらっしゃる方も、ぜひご相談ください。

開催日時	場 所
9月1日（日）13時～16時	高知県立消費生活センター（高知市旭町3-115 ソーレ2階）
9月6日（金）17時～20時	幡多広域消費生活センター ※1社当たり債務額が140万円を超える相談は、対応できない場合がありますので、事前にご相談ください。 （四万十市立働く婦人の家 四万十市右山五月町8-32） ※四万十市立中央公民館の隣です。
9月7日（土）13時～16時	高知市消費生活センター（高知市本町4-1-24）
9月8日（日）13時～16時	南国市役所（南国市大堀甲2301）
9月11日（水）17時～20時	高知市消費生活センター
9月13日（金）17時～20時	高知県立消費生活センター

※開催日により、会場や時間が異なりますので、ご注意ください。

上記無料相談会についてのお問い合わせ先

借金の返済に関すること：高知県県民生活・男女共同参画課

TEL：088-823-9653

心の健康に関すること：高知県障害保健支援課

TEL：088-823-9669

高知県立消費生活センターでの相談会について

上記の日程で来られない方、高知県立消費生活センターでは、定期的に弁護士による多重債務の無料法律相談会も開催しています。

予約制のため、まずは高知県立消費生活センター（☎088-824-0999）にお電話ください。

開催日時：毎月第3月曜日（月曜日が休日の場合は、翌開所日）午後2時～4時45分（1人30分）

クイズで学ぼう！お金のイロイロ（問い）

知るぽるとHP「くらしクイズ」より
※金融広報中央委員会の広報誌「くらし塾 きんゆう塾」から出題されたクイズです。



知るぽるとキャラクター
くらしクイズ
矢口十平（矢口家の長男）

Q. パートナーや子どもがいないシングル世帯の場合でも、判断能力が低下した場合（または低下に備え）、財産管理や各種契約手続きを代行してくれる仕組みがあります。はたして、それは次のうちどれでしょう？

- ①成年後見制度 ②死後事務委任契約 ③公正証書遺言

答えは次のページ →

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

知るぽると

www.shiruporuto.jp
高知県金融広報委員会

（事務局 日本銀行高知支店総務課内）

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会

検索